

# 中古車の契約をめぐる

## 第4回

# トラブル Q&A

## 契約成立前・後の キャンセルについて

### 一般社団法人自動車公正取引協議会

消費者庁・公正取引委員会から認定されたルールである「自動車公正競争規約」の運用を通じ、消費者と販売店を結ぶ「信頼されるクルマ販売」を推進するための活動を行っている。

### 契約は成立している？

**Q 1** 店頭には欲しい中古車がなかったため、希望する中古車の車種や車体色、だいたいの予算などを販売店の担当者に口頭で伝えたところ、数日後、「該当する車両が見つかったので、オートオークションで落札してきた」との連絡が入りました。ところが、現車を確認すると、サビや腐食、キズやヘコミが複数あるなど、車両状態が悪いうえに、価格も高かったため、別の中古車にしてほしいと伝えたのですが、「あなたのために仕入れたのだから買ってもらわないと困る」と言われてしまいました。この中古車を購入しないといけないのですか。

**A 1** オートオークション（以下、AA）とは、参加資格を有する事業者が取引する中古車の競り市場のことで、現在、多くの販売店が車両の仕入れの場として利用しています。AA会場では、検査員が出品される車両一台ごとに検査を行った後、評価点が付けられ、事業者はそれらの情報を基に応札します。

さて、今回のケースでは、相談者と販売店との間で売買契約が成立しているか否かを確認する必要があります。相談者は口頭で希望する中古車のおおよその情報を販売店に伝えてはいるものの、車両を特定し価格や支払方法を確定

させ契約書や注文書を交わすなどの契約行為を行っているわけではありませんので、販売店がAAで落札してきた車両の売買契約は成立しておらず、相談者に購入する義務はないものと考えられます。

### 契約成立後のキャンセル

**Q 2** 2週間前、車両価格200万円の中古車を現金で購入することになり、店頭で注文書を交わしました。ところが、今日インターネットを見ていたら、良さそうな中古車を見つけたので、キャンセルの電話を入れたところ、「既にお客様の名義での登録手続きが済んでいるため、キャンセルできません」と言われてしまいました。キャンセルはできないのでしょうか。注文書には、「中販連監修」との記載がありました。

**A 2** 注文書を確認するなどして、契約成立前であれば、注文者はいつでもキャンセルすることは可能です（第3回参照<sup>\*1</sup>）が、既に契約が成立している場合は、購入者から一方的にキャンセルすることはできなくなります。これは、契約が成立すると、契約当事者間には権利・義務が発生し、お互いがこれに拘束されるためです。

今回のケースでは、販売店は「中販連<sup>\*2</sup>監修」

\*1 ウェブ版「国民生活」2018年6月号「中古車の契約をめぐるトラブル Q&A」第3回「契約成立前のキャンセルについて」

\*2 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 <https://www.jucda.or.jp/>

の注文書を使用しているとのことですので、現金販売の際の契約成立時期は、「①登録がなされた日、②購入者の注文に基づく修理・改造・架装<sup>\*3</sup>に着手した日、③自動車を引き渡した日、のいずれか早い日」となりますが、販売店によれば、既に登録は済んでいるとのことですので、契約は成立しており、一方的なキャンセルはできないものと考えられます。

契約成立後にキャンセルする方法としては、「法定解除」「約定解除」「合意解除」があります。「法定解除」とは、契約当事者の一方が売買契約上の義務を履行せず、相手方がその履行を催告したにもかかわらず、定めた期間内に履行されない場合に相手方の法定解除権に基づき解除する方法<sup>\*4</sup>で、「約定解除」とは、契約当事者間においてあらかじめ定めていた条件等が満たされた場合に解除する方法です。「合意解除」とは、契約当事者間が話し合い、合意により解除する方法です。

今回のように販売店に義務の不履行がなく、また、契約当事者間であらかじめ定めていた条件等もない場合は、話し合いによる「合意解除」を検討することとなります。今回のケースでは、購入者のキャンセルの申し出に対し、販売店からキャンセルに応じる条件を提示する等して、双方の合意によりキャンセルすることとなります。ただし、販売店は、購入者のキャンセルの申し出に対し、必ず応じなくてはいけないわけではありません。販売店が応じない場合には、互いに契約どおりに履行しなければならなくなりますので、よく話し合いましょう。

なお、自動車については、クーリング・オフの規定の適用は政令により除外されています。これは、自動車は高額商品であり、購入者は注文までに相当の熟慮期間を要するなどの取引形態の特殊性によるものと考えられています。

<sup>\*3</sup> 購入者の注文に基づき販売店が行う作業のうち、カーナビやETCなどのオプションを取り付ける際にボディに穴を開ける等して容易に原状回復することができないもの。

<sup>\*4</sup> ウェブ版「国民生活」2014年1月号「誌上法学講座」参照 [http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201401\\_14.pdf](http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201401_14.pdf)



## 高額なキャンセル料

**Q 3** 注文書を確認したところ、既に契約は成立していたのですが、やむを得ず販売店にキャンセルを申し出ました。すると、「キャンセルには応じるが、約款に記載されているとおり、キャンセル料 50 万円を請求する」と言われてしまいました。こんな高額なキャンセル料を支払わないといけないのでしょうか。

**A 3** 契約が成立している場合、販売店は合意解除に応じる条件としてキャンセル料（損害金）を提示することとなります。販売店は、車両の値下がりによる損害分などを含んだ実損金を請求することができますが、合理性を欠くキャンセル料の請求は、権利の乱用に当たると考えられます。

消費者契約法では、「消費者契約の解除に伴う損害賠償のうち、当該事業者が生じる平均的な損害額を超える部分の契約条項は無効」と定めていますので、約款に「キャンセルの際は 50 万円請求します」などと記載されていても、その額が当該事業者が生じる平均的な損害額以上の金額であれば、平均的な損害額を超えた部分の請求については認められないと考えられます。

自動車公正取引協議会に寄せられる相談には、「注文者の都合でキャンセルする際はキャンセル料 50 万円を支払うこととする」「注文者はキャンセル時には車両代金の 50% を支払う」といった約款を採用し、高額なキャンセル料を請求する販売店も見受けられます。

キャンセル料を請求された際は、まずは、その額に合理性があるか確認するため、その根拠（内訳）を求めるなどしてください。